

総合地球環境学研究所危機管理規則

平成 21 年 6 月 23 日 制定
規則第 90 号
令和 4 年 4 月 1 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）における危機管理体制、危機対策等については、人間文化研究機構における危機管理体制の整備について（平成 19 年 3 月 27 日機構長決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 危機 災害及び火災のほか、危険物の漏洩、重篤な感染症など重大な事件や事故で研究所の職員等（研究所において業務を行うことが認められている者を含む。以下同じ。）の生命若しくは身体又は研究所の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- 二 危機管理 前号に規定する危機への対処及び危機の発生の防止をいう。

(所長等の責務)

第 3 条 所長は、研究所における危機管理を統括する。

- 2 副所長は、所長を補佐し、危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 職員等は、その業務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(対策本部の設置等)

第 4 条 所長は、危機が発生したと認めるときは、直ちに当該危機に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

2 対策本部は、次の各号に掲げる本部員で組織する。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 管理部長
- 四 広報室長
- 五 その他所長が必要と認めた者

3 対策本部に本部長及び副本部長を置く。

4 本部長は、所長をもって充て、副本部長は、第 2 項第 2 号の本部員のうちから本部長

が指名する。

- 5 本部長は、対策本部の業務を総括する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐する。
- 7 対策本部の庶務は、当該危機に関係する課の協力を得て総務課において処理する。
- 8 対策本部は、当該危機への対処の終了をもって解散するものとする。

(対策本部の権限)

第5条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

- 2 職員等は、対策本部の指示に従わなければならない。
- 3 対策本部は、その事案処理に当たり、教員会議の審議を含め研究所の所内規則等により必要とされる手続を省略することができる。
- 4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に教員会議に報告しなければならない。

(対策本部の業務)

第6条 対策本部は、次の各号に掲げる事項を行う。

- 一 危機の情報収集及び情報分析
- 二 危機において必要な対策の決定及び実施
- 三 職員等への危機に関する情報提供
- 四 危機に係る関係機関等との連絡調整
- 五 その他危機の対応に関して必要な事項

(所長が不在の場合の措置)

第7条 所長が外国出張等により不在の場合は、あらかじめ所長が指名する副所長が、この規則に基づき危機管理に当たるものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年6月23日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所における危機管理体制の方針について（平成14年6月10日所長裁定）（次項において「方針」という。）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の際現に前項の規定による廃止前の方針に基づき設置された危機管理本部は、この規則に基づき設置された危機対策本部とみなす。

附 則

この附則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 9 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。